

久喜市河川・下水道事業調整協議会設置要綱

(設置)

第1条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、久喜市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と久喜市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、久喜市河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- (3) 事業実施計画の調整や事業進度の調整等
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 協議会の構成は、別表1に掲げる団体をもって充てる。

(関係職員の出席)

第4条 協議会は、検討内容について必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は久喜市に置き、その庶務は久喜市上下水道部下水道施設課が行う。

(情報公開)

第6条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

(協議会)

第7条 協議会は事務局が招集し、基本事項を協議し決定する。

(担当者会議)

第8条 協議会に担当者会議を置き、別表2に掲げる団体をもって充てる。

- 2 担当者会議は、事務局が招集し、協議会に諮る事項を協議し、協議会において指示された事項を協議する。
- 3 担当者会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。
- 4 担当者会議は、協議過程について、必要に応じて協議会へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は構成機関が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成３０年１０月３０日から施行する。

(平成３１年３月２０日 改正)

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			杉戸県土整備事務所
			総合治水事務所
	久喜市	下水道局	下水道事業課
		建設部	治水河川課
		上下水道部	下水道施設課

別表２（第８条関係）

担当省会議の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			杉戸県土整備事務所
			総合治水事務所
	久喜市	下水道局	下水道事業課
		市長公室	危機管理課（地域防災計画に関すること）
		建設部	治水河川課（治水・河川事業に関すること）
		上下水道部	下水道施設課（下水道事業に関すること）